

短時間労働者の働き方・働かせ方

扶養の壁

各制度の推移

・税制

本人 税申告（100万円、103万円）

配偶者 配偶者控除・特別控除額の減（150万円、201万円）

・被扶養者認定

本人 被扶養者から被保険者（130万円）

・家族手当

配偶者 手当対象外（会社規定による・月1万円前後）

労働時間の壁

各制度の推移、家族との関係・自分の体力

・週30時間

本人 被扶養者から被保険者（適用事業所）

・週20時間

本人 被扶養者から被保険者（106万円・特定適用事業所）
雇用保険の被保険者

企業の壁

・働きたい場所の提供

事業主 企業存続（最低賃金・社会保険料アップ、人材確保）

もろもろの壁

・育児・介護

収入と各支援制度の利用

本人 自分の働き方（時間帯・量・場所）を求めて



短時間労働者の状況

広島県の有業者数（従業上の地位別及び雇用形態別）

令和4年就業構造調査結果

雇用形態	実数（千人）			割合（％）		
	総数	男	女	総数	男	女
有業者の計	1,453.2	794.2	659			
自営業主	103.8	76.6	27.2			
家族従業者	25.5	4.3	21.3			
雇用者（役員を含む）	1,320.9	711.6	609.2	100	100	100
会社などの役員	81.3	59.6	21.7	6.2	8.4	3.6
正規の職員・従業員	786.9	518.3	268.6	59.6	72.8	44.1
非正規の職員・従業員	452.7	133.8	318.9	34.3	18.8	52.3

事業所規模別賃金、労働時間及び雇用の状態

令和5年 広島県毎月勤労統計

事業所規模		労働者数 （人）	構成比 （％）	現金給与額 （円）	出勤日数 （日）	労働時間（H）	
						所定内	所定外
100人以上	一般	293,696	82.1	472,963	19.1	146.6	16
	パート	64,000	17.9	126,125	14.9	89.9	3
30~99人	一般	221,319	65.3	427,842	19.5	150.6	17.1
	パート	117,695	34.7	92,478	12.6	69.2	1.4
5~29人	一般	275,709	61.3	362,940	20.5	154.9	11.3
	パート	174,252	38.7	90,640	13.6	71	1.7

労働者一人あたりの月平均、現金給与額には賞与も入っている

非正規職員の年間所得別割合（％）

（令和4年広島県就業構造基本調査）

所得額	総数		男		女	
	構成割合	累積割合	構成割合	累積割合	構成割合	累積割合
100万円未満	37.5	37.5	30.1	30.1	40.6	40.6
100-199万円	35.4	72.9	27.6	57.7	38.8	79.4
200-299万円	17.8	90.7	23.2	80.9	15.5	94.9
300-399万円	4.2	94.9	8.1	89	2.5	97.4
400-499万円	1.6	96.5	3.9	92.9	0.7	98.1
500万以上	1.8	98.3	4.9	97.8	0.6	98.7

世帯の家族類型でみた妻の就業状態

令和4年広島県就業構造基本調査（単位：千世帯）

		夫婦から成る 世帯総数	世帯の家族類型(世帯数)			
			夫婦のみ	夫婦と親	夫婦と子供	夫婦、子供と親
総数		602.3	273.4	16.2	291.1	21.6
世帯数	共働き世帯	307.1	95.8	9.2	186.3	15.7
	妻が有業	334.9	113.1	10.3	195.1	16.2
割合	共働き世帯	51%	35%	56.8%	64%	72.7%
	妻が有業	55.6%	41.4%	63.6%	67%	75%

最低賃金制度

1 広島県の推移

年 度	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
平成 30 年度	844 円	26 円	3.18	H30.10.1
令和元年度	871 円	27 円	3.20	R1.10.1
令和 2 年度	871 円	0	0.00	R1.10.1
令和 3 年度	899 円	28 円	3.21	R3.10.1
令和 4 年度	930 円	31 円	3.45	R4.10.1
令和 5 年度	970 円	40 円	4.30	R5.10.1
令和 6 年度	1,020 円	50 円	5.15	R6.10.1

2 今年 10 月 1 日施行

次表は、年間所定労働日 250 日（52 週×5 日/週－年末年始・盆休等休日）で、1 日所定労働時間が 4 時間（年間 1,000 時間）・5 時間（1,250 時間）、時給が最低賃金、他に通勤手当や賞与等一時金に残業手当もないときの時給改正前後の基本給の年間収入額です。

表 最低賃金の引上げと130万円の壁

時給 (円)	年間所定労働時間数 (時間)		年間収入 (円)		
			基本給	その他 (諸手当・賞与)	計
970	1,000	50週×20H	970,000	330,000	1,300,000
	1,250	50週×25H	1,212,500	87,500	1,300,000
1,020	1,000	50週×20H	1,020,000	280,000	1,300,000
	1,250	50週×25H	1,275,000	25,000	1,300,000

3 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

パートの時給が最低賃金に近い事業所は、一考の余地あります。

自社に予定する設備投資等があれば、毎年 10 月に最低賃金の改正があり、事前に改正額は分るので、例えば自社内の最低賃金を 9 月から就業規則改正するなどで、賃上げ要件を満たします。事業場ごとに申請でき、設備要件がクリアできれば、早くから計画できます。

厚労省 業務改善助成金



税 の 壁

1 所得金額

所得は、その性質によって、「利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得」の10種類に分かれています。それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められています。

給与所得の給与所得控除額（一部のみ記載）

給与等の収入金額（給与所得の源泉徴収票の支払金額）	給与所得控除額
1,625,000 円まで	550,000 円
1,625,001 円から 1,800,000 円まで	収入金額×40%-100,000 円
1,800,001 円から 3,600,000 円まで	収入金額×30%+80,000 円

通勤費の1か月当たりの非課税限度額（一部のみ記載）

自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	課税されない金額
通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100 円
通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200 円
通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	（全額課税）

2 課税所得金額

課税所得金額は、全ての所得から所得控除額を差し引いて算出します。所得控除とは、「雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除（本人の合計所得金額2,400万円以下48万円控除）」です。

3 所得税額

所得税額は、「課税される所得金額」に「税率」を乗じて「控除額」をマイナスし算出します。

所得税率（一部のみ記載）

課税される所得金額	税率	控除額
1,000 円 から 1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円 から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円

収入が給与所得のみなら、給与所得控除（55万円）で、所得控除の基礎控除（48万円）で給与所得 **103万円**以下は課税所得金額ゼロなので所得税は発生しません。

4 配偶者控除、配偶者特別控除(所得控除)

納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。控除額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額および控除対象配偶者の合計所得金額により、次表のとおりです（老人控除対象配偶者の配偶者控除を除く）。

控除対象配偶者とは、その年の12月31日の現況で、年間の合計所得金額が48万円以下（給与所得のみなら年収 **103万円**以下）の場合は配偶者控除、48万円超133万円以下（給与所得のみなら年収103万円以上 **201万円**）の場合は、特別控除が受けられます。特に、48万円超95万円以下（給与所得のみなら年収103万円超 **150万円**）は、配偶者控除と同じ額となっています。

配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

納税者本人は、控除額減による所得税額の増は、増加所得額×税率（所得金額により、5、10、20、23%）。他に住民税の増額がある。

5 住民税(大竹市)

均等割・所得割が課税 控除対象配偶者や扶養親族を有しない場合は、前年の合計所得金額が45万円以上（給与所得だけの場合、**年収100万円**以上）。所得割額は、市民税・6%と県民税・4%の合計で10%。税率は、平成19年度から累進課税からフラットに改定されました。

均等割額（県民税3,000円・市民税1,500円・森林環境税1,000円）が課税されるのは、控除対象配偶者や扶養親族を有しない場合は、前年の合計所得金額の41.5万円以上（給与所得だけの場合、年収96.5万円以上）から。

年金・医療保険制度について

- (資料) ●年金制度の仕組み ●保険料負担と年金給付(国民年金・厚生年金)
- 令和6年度国民健康保険料について(大竹市)
- 我が国の医療制度の概要 ●各保険者の比較
- 事業主・被保険者の社会保険料負担率・標準報酬別保険料額表

厚生年金保険・健康保険の適用事業所と被保険者

1 適用事業所

厚生年金保険・健康保険は、事業所単位で適用されます。

- (1) **強制適用事業所** 厚生年金保険・健康保険の適用事業所となるのは、株式会社などの法人の事業所(事業主のみの場合を含む)。また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所についても、農林漁業、サービス業などの場合を除いて厚生年金保険・健康保険の適用事業所となる。
- (2) **任意適用事業所** 上記(1)の適用事業所以外の事業所であっても、従業員の半数以上が厚生年金保険の適用事業所となることに同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。

社会保険 検索システム



2 被保険者

- (1) **被保険者** 厚生年金保険・健康保険に加入している会社、工場、商店、船舶などの適用事業所に常用的に使用される70歳未満の人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険・健康保険の被保険者となる。
- (2) **パートタイマー・アルバイト等** パートタイマー・アルバイト等でも事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となる。1週間の所定労働時間及び1カ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の4分の3以上である人も対象。「特定適用事業所」「任意特定適用事業所」または「国・地方公共団体に属する事業所」に勤務する、通常の労働者の1週間の所定労働時間または、1月の所定労働日数が4分の3未満である人で、以下の1から3のすべてに該当する人が対象。
- 1 週の所定労働時間が20時間以上あること
 - 2 賃金の月額が8.8万円以上であること
 - 3 学生でないこと

社会保険の被扶養者

1 第3号被保険者の概要

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員）に扶養されている配偶者で、保険料は、第2号被保険者全体で負担するので、個別に納める必要はない。

公的年金加入状況（20～59歳）

令和4年 公的年金加入状況：厚労省年金局（単位：千人）

		総数	加入者			非加入者	
			第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者		
総数		61,952	61,688	13,780	40,556	7,352	264
性別	男子	31,547	31,412	7,276	24,015	121	135
	女子	30,405	30,276	6,504	16,541	7,231	129
年齢別	20～24歳	6,349	6,212	3,123	3,031	58	138
	25～29歳	6,401	6,356	1,210	4,857	289	45
	30～34歳	6,539	6,521	1,117	4,744	660	18
	35～39歳	7,377	7,371	1,295	5,031	1,046	6
	40～44歳	8,091	8,079	1,435	5,399	1,245	12
	45～49歳	9,596	9,579	1,750	6,382	1,447	17
	50～54歳	9,504	9,493	1,911	6,143	1,439	11
	55～59歳	8,096	8,079	1,940	4,970	1,169	17
就業形態別	就業者	53,750	53,648	9,528	40,025	4,095	101
	自営業主	2,693	2,685	2,264	225	196	8
	家族従業者	1,129	1,126	798	187	141	3
	会社員・公務員	47,803	47,750	5,018	39,613	3,119	53
	その他の働き方	2,124	2,087	1,448	-	639	37
	非就業者・不詳	8,203	8,040	4,252	531	3,257	163

2 被扶養者の要件

健康保険の被扶養者については、①～③の要件が満たされることが求められる。

- ① 被保険者との身分関係（被保険者の3親等内の親族であること）
- ② 被保険者による生計維持関係（認定対象者の年間収入が130万円（60歳以上・障害者180万円）未満で、かつ被保険者の半分未満であること）
- ③ 国内居住要件

（※）国民年金第3号被保険者の要件は、②③に加え、20歳以上60歳未満の配偶者であること

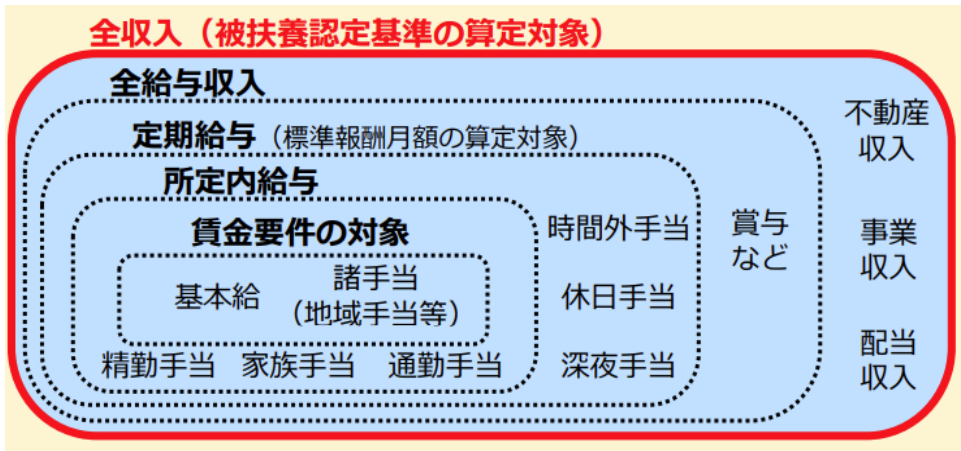
3 認定確認

加入時に「被扶養者届（兼）国民年金第3号被保険者関係届」を提出後、保険者により年に一度、今後1年間の収入を見込むなど被扶養者資格の再確認がある。

協会けんぽ FAQ 被扶養者資格再確認



年間収入は、認定時点での恒常的な収入の状況により算定され、恒常的な収入には、恩給、年金給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で継続している入るものがすべて含まれる。税法上の取扱いとは異なり、課税・非課税は考慮しない。



4 130万円の壁への対策

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化 被扶養者認定基準（年収130万円）について、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者（第3号被保険者等）について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする。（あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする。）

事業主証明は、健康保険組合等による被扶養者の収入確認に当たって通常提出が求められる書類と一緒に、被保険者（被扶養者の方を扶養している方）が勤務の企業を通じて提出する。

資料：（様式）被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

[事業主の証明による被扶養者認定に関するQ&A](#)

企業の家族手当支給

企業の家族手当の導入状況、平均支給額は次表のとおりです。人事院民間給与調査（令和5年）では、支給時の配偶者収入制限は103万円、130万円で3/4、150万円、制限なしもある。

諸手当の支給企業割合・一人当たり平均支給額

（就労条件総合調査：令和元年11月）

規模	調査計		1,000人以上		300～999人		100～299人		30～99人	
	導入率	平均金額	導入率	平均金額	導入率	平均金額	導入率	平均金額	導入率	平均金額
家族手当	68.6	17.6	75.6	22.2	76.0	16.0	72.5	15.3	66.3	12.8
通勤手当	92.3	11.7	94.4	13.3	96.8	11.4	94.8	10.8	91.0	10.3

（単位：％、千円）

週 30 時間の壁

1 被保険者の資格要件

(1) 会社員

平成 28 年 10 月 1 日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が「1 週の所定労働時間および 1 月の所定労働日数が常時雇用者の 4 分の 3 以上」と明確になりました。

(2) 法人役員

法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい (S24.7.28 保発第 74 号)

年金機構 疑義照会回答 厚生年金保険適用



公的年金加入者（会社員・公務員）の働き方（20～59歳）

令和 4 年 公的年金加入状況等調査：厚労省年金局 （単位：千人）

		総数	加入者	第1号	第2号	第3号	非加入者
				被保険者	被保険者	被保険者	
会社員・公務員の総数		47,803	47,750	5,018	36,646	3,119	53
週所定 労働 時間	20時間未満	6,911	6,887	1,632	3,362	1,894	24
	20～30時間未満	2,850	2,839	637	1,419	784	10
	30時間以上	34,270	34,756	2,206	31,865	186	14
基 本 給 (月 額)	8万8千円未満	3,939	3,917	1,331	411	2,175	22
	8万8千円～9万8千円未満	789	789	183	237	369	—
	9万8千円～10万8千円未満	877	861	178	460	223	16
	10万8千円～12万5千円未満	1,708	1,707	266	1,361	80	1
	12万5千円～25万円未満	19,392	19,385	1,612	17,721	51	7
	25万円～40万円未満	12,756	12,753	742	11,992	19	4
	40万円以上	5,136	5,136	286	4,838	12	—

会社員・公務員には法人役員も含む、不詳があるので計と総数が一致しない

2 具体例

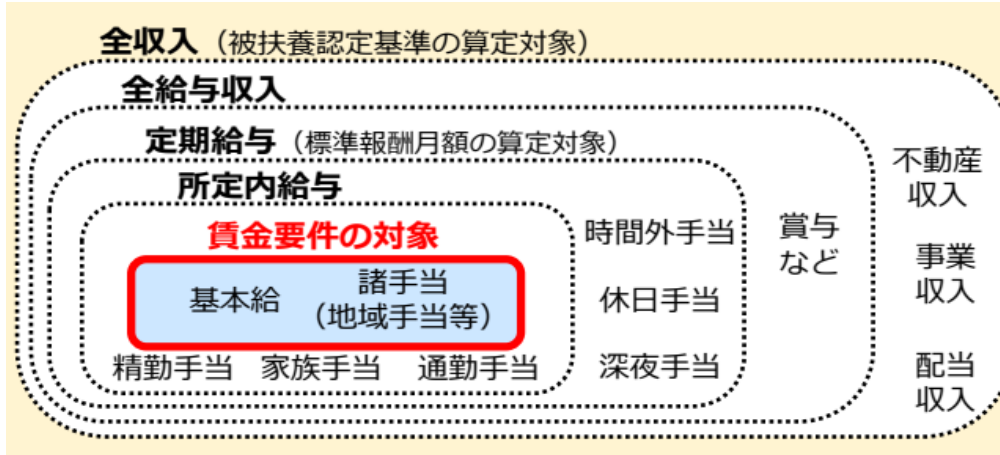
令和 6 年 10 月から広島県の最低賃金が時給 970 円から 1,020 円に改正される見込みです。

例えば、現在、パートとして「年間 1,250 時間（5 時間・週 5 日・50 週）で時給・最低賃金、通勤手当・月 3,000 円、賞与なし」の労働契約だと、年収は賃金改正前 1,248,500 円、改正後は 1,311,000 円になり、時間外なしで、130 万円を超えるので、パートが働く時間を減らすか ①国民年金・国民健康保険に加入するか、②働く時間を増やして厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

週 20 時間・106 万円の壁

1 短時間被保険者の推移

(2016 年 10 月～) 従業員 500 人超の企業等で、月額賃金 8.8 万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。月額賃金が 8.8 万円以上については、雇用契約を結んだ時点において、週給、日給、時間給を月額に換算し、残業代等を除いた所定内賃金の月額が 8.8 万円以上であるかどうかにより、該当するかを判断する。



(2017 年 4 月～) 従業員 500 人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする (国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用)。

令和 2 年の改正では、従業員 50 人超の企業等まで適用範囲を拡大。

(2022 年 10 月～) 100 人超 (2024 年 10 月～) 50 人超

※従業員数は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定

厚生年金保険 (第 1 号) 適用状況の推移

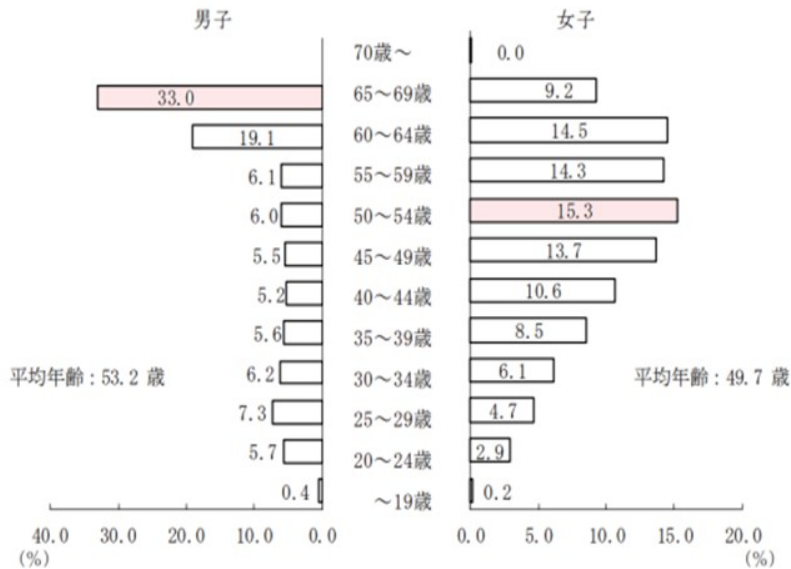
令和 4 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

	事業所数	(千か所) (再掲) 短時間 労働者	被保険者数 (万人)					
			総 数			(再掲) 短時間労働者数		
			男子	女子	総 数	男子	女子	
平成30年度	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31
令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34
2	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39
3	2,598	40	4,065	2,474	1,590	57	14	42
4	2,688	91	4,157	2,498	1,659	82	20	62

公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない

令和 4 年度末の短時間労働者、強制加入の事業所数は 80,656、被保険者数は 811,209 人、任意加入の事業所数は 10,140、被保険者数は 11,002 人である。

厚生年金保険（第1号） 短時間労働者の年齢構成（令和4年度末）



令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和4年度厚生年金保険・国民年金事業の概況 (単位：千円)

	標準報酬月額平均 (年度平均)						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
				(再掲) 短時間労働者						(再掲) 短時間労働者		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成30年度	310.9	352.9	241.9	143.0	156.3	137.6	4,424	5,075	3,358	1,776	1,973	1,696
令和元年度	313.0	355.2	245.0	146.0	159.3	140.9	4,450	5,103	3,398	1,814	2,009	1,738
2	312.8	354.9	246.0	146.1	158.8	141.6	4,424	5,068	3,402	1,858	2,037	1,793
3	315.7	358.2	249.3	147.5	159.5	143.4	4,480	5,131	3,462	1,890	2,060	1,832
4	319.4	362.6	253.5	147.8	159.8	143.8	4,543	5,209	3,526	1,884	2,051	1,828

2 メリット・デメリット

老齢年金・障害年金の充実（上乘せ等）、健康保険の充実（傷病手当金・出産手当金）
 年金額・保険料シミュレーション (会社) 社会保険料かんたんシミュレーター

[社会保険適用拡大特設サイト](#)



3 被保険者区分変更届

雇用契約の変更等により、「一般の被保険者」が「短時間労働者」となる場合、または「短時間労働者」が「一般の被保険者」となる場合、「被保険者区分変更届」の提出が必要です。

[年金機構 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大](#)



4 支援策

・キャリアアップ助成金

[社会保険適用時処遇改善コース](#)



・賃上げ促進税制 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度対象

[賃上げ促進税制 ガイドブック](#)



ひろしまのオヤジン

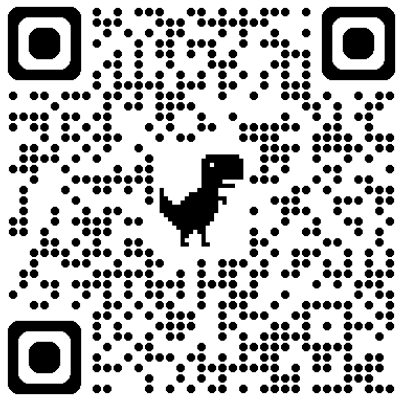


本日のセミナーの質問コーナー

次の私の HP アドレスのコメント欄で質問してください。

年収の壁 徹底理解と対策セミナー

<http://7rivers.la.coocan.jp/oyajin/blog/2024/09/post-136.html>



質問内容は、一度、私が見て、公開する仕組みになっています。

名前、電子メールは公開しません。具体内容も具体的な記載部分はぼかして公開、回答します。質問は、一か月受け付けます。

ひろしまのオヤジン



こちらの記事も参考にしてください。

最近の記事

2024年9月23日	03 労働相談	年収の壁 徹底理解と対策セミナー
2024年9月 9日	02 経営計画	社会保険適用時処遇改善コース(キャリアアップ助成金)
2024年9月 2日	03 労働相談	「106万円の壁」 – The second wall
2024年8月29日	02 経営計画	国民健康保険・国民年金 – まっとう編
2024年8月27日	03 労働相談	130万円の壁 – First Wall